

市からの 連絡帳

年金・福祉

国民年金保険料納付案内業務の 民間委託

日本年金機構では国民年金保険料を納め忘れていた方に対する電話や文書、戸別訪問による納付案内、免除申請、そのほか口座振替などの案内を、日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体に委託しています。

※訪問時には日本年金機構が発行した顔写真付き身分証明書を提示します。

◆次のようなことは行いません

- 保険料・手数料などの要求
- 還付金があるなどの理由でATM操作のお願い
- 年金手帳・年金証書・通帳・キャッシュカードなどの預かり

※不審な点などは、☎へご連絡ください。

☎日本年金機構 武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

民間賃貸住宅への入居や 居住継続にお困りの方へ

住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度をご活用ください。

◆住宅探しのお手伝い

- ☑市と協定を結んだ不動産関係団体の担当者が住宅探しのお手伝いをする[※]
- ☑本市の住民基本台帳に記載され、収入があり、次のいずれかに該当する方
 - 高齢者世帯(65歳以上のみの世帯)
 - 障害者世帯(身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度以上・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者がい

- る世帯)
- ひとり親世帯(18歳未満の子と父または母いずれかのみ)の世帯)
- ◆保証委託契約のあっせん
- ☑住宅を借りる際に保証人が見つからない場合のあっせん
- ☑「住宅探しのお手伝い」に同じ
- ◆各種費用の助成
- ①保証委託料…本制度であっせんされた保証会社と保証委託契約を締結した場合、新規契約時と初回更新時の保証委託料の一部を助成
- ②少額短期保険料…本制度を活用した賃貸借契約に当たり少額短期保険に加入した場合、2年間保険料の一部を助成
- ③初期費用…本制度を活用し、賃貸借契約を締結する予定の方で、初期費用の準備ができずに困っている方へ初期費用の一部を助成
- ☐助成額
- ①委託料の2分の1(2万円[※])
- ②保険料の2分の1(月々1,500円[※])
- ③初期費用の2分の1(14万円[※])
- ☑市内に2年以上居住し、市が定める所得基準内にある方で、①保証会社と保証委託契約を締結した方 ②少額短期保険に加入した方 ③自らの都合ではなく賃貸人からの立ち退き要求を受けている方
- ※そのほか詳細な条件がありますので、事前にお問い合わせください。
- ▶住宅課 ☎042-438-4052

下水道使用料の減免申請

- ☑世帯全員の市民税が非課税で、身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの所持者がいる世帯
- ☑ ●認め印 ●対象の障害者手帳 ●最近の水道・下水道料金の領収書または「口座振込済みのお知らせ(検針票)」
- ※代理人申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要
- ☑下水道課(保谷庁舎5階)窓口

- ※障害福祉課(田無庁舎1階)でも申請できますが、内容など詳細は下記へ
- ☐減免 申請受付後、次の検針分から基本料金が免除します(水道料金の減免なし)。
- ※生活保護法による生活扶助・(特別)児童扶養手当を受けているなどにより、既に下水道使用料の減免を受けている場合は申請不要
- ▶下水道課 ☎042-438-4058

中等度難聴児補聴器購入費助成

- 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用による言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。
- ☑次の全てに該当する方(所得要件あり)
- 市内に住所がある18歳未満の児童
- 身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない
- 両耳の平均聴力がおおむね30dB以上で、補聴器装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断
- ☐助成額 補聴器の購入費用と助成基準価格(1台13万7,000円・耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割)
- ※修理代は助成対象外
- ※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算

補聴器の種類	助成基準価格に含まれるもの
高度/重度難聴用 ポケット型/ 耳かけ型	補聴器本体 電池を含む
耳あな型 (レディメイド)	
耳あな型 (オーダーメイド)	骨導レシーバー ヘッドバンド
骨導式ポケット型	平面レンズ
骨導式眼鏡型	

- ☑購入前に、申請書に医師意見書・見積書を添付して下記へ
- ※詳細は下記へお問い合わせください。
- ▶障害福祉課 ☎042-438-4033

文化

伝統文化等継承事業を行う 団体への補助金申請

西東京市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事[※])を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

- ☐対象事業 4月1日～令和2年3月31日に実施する ●郷土に対する認識と愛着の向上 ●担い手となる後継者の育成 ●地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、①本市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業 ②過去に本市で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業
- 例：どんど焼き・おはやし[※]

☐補助金上限 1事業10万円

- ☐資格 次の全てに該当する団体
 - 市内に活動拠点がある
 - 一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある
 - 団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか
 - 会計経理が明確
 - ほかに補助金の交付を受けていない
 - 特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を目的としない
 - 暴力団やその構成員の統制下でない

☑6月3日(月)午前9時～28日(金)午後4時に、申請書など提出書類を文化振興課(保谷庁舎3階)へ持参(郵送不可)

※申請書などは文化振興課・市HPで配布

▶文化振興課 ☎042-438-4040

新たにスタートする計画などをお知らせします

※計画は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・図書館・市HPで閲覧できます。

- 西東京市第2次総合計画・後期基本計画(令和元年～5年度)

市のめざすべき将来像やまちづくりの方向性などを実現するための施策を示す計画です。後期基本計画では、「健康」応援都市の実現に向けた取組の加速化や行政サービスにおけるエリア(圏域)設定の考え方を取り入れました。

▶企画政策課 ☎042-460-9800
- 西東京市地域防災計画

震災などの被害の予防、応急復旧対策などの実施により、災害から市民の生命・財産を守ることを目的とした計画です。避難情報の名称など、平成30年度に内容の修正を行いました。

▶危機管理室 ☎042-438-4010
- 第4期西東京市地域福祉計画(令和元年～5年度)

「西東京市版地域共生社会」の実現に向け、行政、事業者、市民などがネットワーク豊かに地域福祉の推進に取り組む計画です。

▶生活福祉課 ☎042-438-4024
- 西東京市障害者基本計画(平成26年～令和5年度)

障害のある方々のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、中間見直しを行いました。後期5年間も、地域で安心して快適に健康であると実感しながら暮らすことのできるまちづくりを進めます。

▶障害福祉課 ☎042-438-4033
- 第2期文化芸術振興計画(令和元年～5年度)

「市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる文化あふれるまち」を目指し、施策を推進していく計画です。

▶文化振興課 ☎042-438-4040
- 産業振興マスタープラン 後期計画(令和元年～5年度)

中期計画および総合戦略の成果と課題から地域特性や新たなニーズを捉え、地域経済を支える担い手と一体となった施策を推進することを目的とした計画です。

▶産業振興課 ☎042-438-4041
- 第2次西東京市農業振興計画【中間見直し】(令和元年～5年度)

平成26年に策定した計画の後期に向け、この間の社会状況の変化をふまえ、事業内容の評価、見直しを行いました。

▶産業振興課 ☎042-438-4044
- 西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性の職業生活における活躍推進計画(令和元年～5年度)

男女平等参画社会の実現に向け、西東京市における男女平等参画に関するこれまでの取り組みをさらに前進させるための計画です。

▶協働コミュニティ課 ☎042-439-0075
- 西東京市第2次環境基本計画後期計画(令和元年～5年度)

複雑化・深刻化するさまざまな環境問題や地球温暖化に対し、より効果的な対策を行うため、2次計画を見直し地球温暖化対策実行計画・区域施策編を包含した計画です。

▶環境保全課 ☎042-438-4042
- 第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画(令和元年～5年度)

すべての市民が安全・安心に暮らしていける人にやさしいまちづくりの推進に必要な施策などを体系的に示した計画です。

▶都市計画課 ☎042-438-4051
- 西東京市無電柱化推進計画(令和元年～7年度)

市内の無電柱化の総合的・計画的な推進に向けて、無電柱化の基本的な方針・目標・施策などを定めた計画です。

▶道路建設課 ☎042-438-4054
- 西東京市教育計画(令和元年～5年度)

市の教育が取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。本計画では、4つの基本方針で施策を展開します。

▶教育企画課 ☎042-438-4070
- 西東京市図書館計画(令和元年～5年度)

西東京市図書館の基本的な考え方と施策を示すものです。本計画は6つの基本方針で施策を展開します。

▶中央図書館 ☎042-465-0823
- 史跡下野谷遺跡整備基本計画

史跡の価値を損なうことなく次世代に継承するとともに、史跡が貴重な文化遺産として多くの人々に活用されることを目的として、その整備の内容を示した計画です。

▶社会教育課 ☎042-438-4079